

宋代における塩引の研究

—その成果と課題—

安 蕪 幹 夫

目 次

- 一. はじめに
- 二. 宋代の塩政
 1. 河北路の塩政
 2. 淮南路の塩政
- 三. 塩交引（塩引）の経済的意義
 1. 塩交引の意義
 2. 塩交引と商業資本
 3. 范祥の鈔法
- 四. おわりに

一. は じ め に

中国における塩専売の歴史は、きわめて古い。しかしその後唐代まではたいした発展はなく、唐末の国家財政窮乏の折に有力な財源として復活したのである。

宋代においても、国家財政確立のために国初より政府専売のもとに置かれていた。管理方式は、直接専売と間接専売とがあり、地域的にも禁榷地分（官売地分）と通商地分とに区分されている。

塩引とは、塩交引・塩交鈔とも言われ、辺防費補填のために発行された有価証券である。従って西北辺の西夏や契丹との国防費と直接関連せざるを得ず、そのために塩政の遂行に際しては、対外関係の緊迫と深刻な関連性を持っていた。特に宝元元（1038）年の西夏の離反は、宋国家の財政に大きな打撃を与え、軍隊の糧草調達が重要な問題となってきた。そこで当局は、専売品を利用した各種交引を支給し、換言すれば、商人を利用することによって軍需物資の沿辺地での調達を計ったのである。

本稿においては、従来の研究の成果によって河北路・淮南路の塩政を概観し、ついで軍需品調達の必要のあった沿辺地、特に解塩行塩地分を中心にした鈔法をまとめ、今後の課題を探ろうとするものである。

二. 宋代の塩政

宋代は、膨大な軍隊と整備された官僚組織とによって支えられ、発展した。そこで、これらの軍隊と官僚との生計を保障することが、独裁君主の重大な責務であった。辺境においては、平時から戦争に必要な常備軍を維持していくためには、莫大な軍事費を必要とする。従来の土地からの租税では到底賄いきれない。ここに着目されたのが茶・塩・礬・酒・鉄・香薬などの専売収入である。特に塩は人間の最も重要な生活必需品であるから、国家財政確立のために解州顆塩・淮浙末塩は、宋初より政府専売のもとに置かれ管理されていた。財政上大きな財源を占めていたことについて、史料によってみると、建炎以来繫年要録、卷145、紹興十二年六月壬午の条に、

今国用仰給煎海者十之八九

とあり、また宋史、卷182、食貨志、乾道六年に、

戸部侍郎葉衡奏、今日財賦蠶海之利居其半

とあるように、南宋では塩の専売収入は、国家財政の半ば、あるいは8・9割にも達していた。北宋時代においても、財政上重要な位置を占めていたことは間違いない。

英宗の治平2（1065）年には、国家歳入錢6,000万緡に対して軍事費は5,000万緡とあり、軍事費が国家歳入額の83%強を占めている、という史料がある。宋代では国家支出に対する収入を確保するために、塩の専売制度が確立されたとも言える。

宋政府の財政に関して重要な役割を演じたのは、淮南塩である。ついで重要なそれは解州塩であり、そのほかには河北・河東・兩浙・福建・広南・四川等の塩場があった。塩の専売法には、榷塩法（禁塩法・禁榷法）と通商法とがあり、前者は、塩の生産管理・運搬・販売とすべてを政府の手で行う方法であり、後者は、商人に塩を払い下げる際に課税し、後は販路の制約はあるが大体商人が自由に販売することを許可する方法であった。これらの方法が、その時の財政状態、社会情勢あるいは州郡の事情に応じて実施された。以下、河北路および淮南路の塩政について考察してみる。

1. 河北路の塩政

河北では契丹と境界を接し、多数の軍隊が駐屯しているので民衆の負担は大きく、かつ安価な契丹塩が侵入した。そこで民衆を優遇してこれに対抗するために、宋初の短期間及び新法党の若干の時代以外には、おおむね通商法が施行された。歐陽修は、河北路において禁榷をやらなかった理由として、五代以来宋初であって路域は契丹侵寇による戦禍のために大幅に荒廃し、住民は各種の負担によって困苦している中で、路域の住民に対する恩恵の策に出たものと言っている。即ち、生産力低下の現実からして路域一円に禁榷を断行することは、民衆の負担能力から考えても大いなる困難性が内在していたのである。

先述しているように、塩の専売制は国庫の増収を計画した財政政策であり、従って専売制下の産塩の売値は当然加抬され、禁榷の断行は直ちに売塩の高値を呼ぶことになる。生産力の低劣な河北路の領域は、従って民衆安定の社会政策的意義からして、禁榷の実施は可能な限り抑制する必要があったわけである。

国初以来の河北沿辺地域駐屯の軍隊に支給する糧草は、多くを現地負担

によってはおらず、いわゆる三説（税）法・四説法の方法によって、大部を路域現地に仰いではない。しかし河北路については、豊穰にあってもなお調発に耐え得なかった。とあるように、生産力の劣悪な現実の条件にあったと言える。従って路域が通商法によっていたこともうなづける。

塩の禁榷は、両漢以来一貫した塩政であるが故に、宋初創草の際にあっても、河北の塩政に自由通商法を打ち出しているにもかかわらず、その間にしばしば禁榷論は提議されたわけである。特に辺防費の増大による赤字財政の現実には、必然的に禁榷論の提唱をみたと考えられる。殊に西夏の侵寇に伴う辺防費の膨脹は、直接的侵寇をみていない河北路にあっても、糧草費の著しい加増をみており、通商法の塩政下にあっても禁榷論が強く提議されている。既に何度も述べられているように、西夏の侵寇を契機として収支は膨脹し、現地負担の強化も当然考慮されたが、仁宗が河北路域の禁榷論を抑えて通商法を固守したわけは、前述した民衆の安定を計ろうとする社会政策的意義より出たものであると考えられる。河北路の塩政は、元豊年間に禁榷の実施をみるに至るまで通商法に終始している。しかし、路域の生産力復興の現実をみる時、必ずしも社会政策的意義のみを考えて塩政を理解するわけにはいかないようである。長編、巻159、慶暦六年十一月戊子の条に、

且今未榷也、而契丹常盜販不已、若榷之則塩貴、敵塩益售、是為我斂怨、而使敵獲利也、敵塩滋多、非用兵不能禁、辺隙一開、所得塩利、能補用兵之費乎、

とあって、右諫議大夫権御史中丞張方平は、契丹との関係より禁榷の不可を論じている。河北路域と契丹領域とは国境を接しており、交易を通じて中国の銅銭の流出も当然あり得る。宋は貿易統制のために、宋史、食貨志、下8、互市舶法の条に、

太平興国二年、始令鎮・易・雄・霸・滄州各置榷務、葦香葉犀象及茶与交易、とあり、また同条に、

（景德）二年令雄・霸・安肅軍置三榷場、

とあることから、榷務・榷場を設置して交易を管理していたことを知る。

即ち、契丹との交易は榷場にてやることとし、公式の貿易決済は榷場以外ではやらないことにしている。また契丹塩は、輸入品目としては公式にあがってはならず、また中国の銅銭も輸出品として公に認められていない。河北路域における銭禁の方針は、商人に対する入中糧草の支払いを、手形決済の便糶法によっていた事実によっても明らかであり、私貿易を禁じて榷場貿易によったわけも、中国銅銭の契丹への流出を抑制しようとした措置であることがわかる。要するに、河北路域の塩の禁榷は、契丹塩のやみ売りを盛んにし、銭禁をみだすこととなり、通貨政策に支障をきたすことが予想され、ここに禁榷にふみ出さず通商法を採ったわけが了承される。

王安石の経済積極政策は、熙寧7（1074）年の銭禁銅禁の解除をみた。ここにおいて、従来河北路の塩政は銭禁銅禁と密接な関係を持っていたものが、国内政策の一つとして考えられるようになり、塩の禁榷の可否は新法・旧法の政策的論争の対象となった。宋会要輯本、食貨24、塩法、元豊六年六月十五日の条に、

詔京東路新行塩法，上下交便，不妨獲利公家，以佐用度，推之河北路，無可疑者，可令蹇周輔・李南公，于界首約吳居厚面授京東成法，行之，

とあって、京東路の禁榷を河北路においても実施していることがわかる。つまりここにおいて河北路の塩政は、通商法にかわって禁榷とされたのである。禁榷の実績については、長編、卷348、元豊七年九月庚申の条に、

河北転運司言，自正月行塩法至七月終，収息十六万七千緡有奇，
とあり、収息銭は16万7,000余緡であることがわかる。

河北路産塩の禁榷が、新法の政策の一つとして具現されると、当然旧法党の反対をみ、禁榷の可否をめぐる新・旧両党による塩政上の対立をみるようになった。しかし神宗の死、王安石の失脚は、旧法党の台頭をもたらし、新法の前面的な停廃と政策転換をもたらすこととなり、当然河北の塩政も禁榷解除の方向に進められていった。そして結局、宋会要輯本、食貨24、塩法、元祐元年正月二十八日の条に、

戸部言，相度河北塩法，所乞，廢罷見行新法，復用旧法通商，從之，

とあって、禁榷は廃止され通商法の復活をみた。その後河北の塩政は、新法・旧法のいずれが政権を担当するかによって、禁榷あるいは通商をそれぞれ強く打ち出すに至ったのである。

以上、河北路の塩政を要約してみよう。

宋政府は河北路の地理的条件により、塩政は通商法を採用した。それは、契丹への銅銭流出の抑制と、両国の関係の平静化をはかるための二つによるものと考えられる。しかし、新法党の治政下において錢禁の解除をみるに至り、通商法は廃止されて禁榷の実施をみている。その後は、旧法党が政権を担当すれば通商を、新法党であれば禁榷と、政権担当によって塩政はかわり、蔡京の鈔法をみるまでは一貫するところがなかった。

2. 淮南路の塩政

中国産塩の主要をなすものは海塩（末塩）であり、海塩のうちでも最大の生産をあげていたのは東南塩で、淮南の産塩はこの東南塩の主体をなしていた。塩の専売制については、宋会要輯本、食貨23、塩法、太平興国二年二月十八日の条に、

三司言、準詔顆末塩、応南路旧通商州府、並令禁榷、

とあって、太平興国2（977）年の確立と見ることができる。淮南塩は、南北両宋を通じて最高の塩税を収めていた。この専売制のねらいは、当然塩利の独占にあるわけで、禁榷は、塩の生産・消費に対して統制していたと考えられる。淮南路における塩の販売価格をみると、生産価格は消費価格の $\frac{1}{10}$ にすぎないという史料があり、価格の違いが相当に大きい。専売制の下では、塩利確保の前提のもとに生産費は引き下げられ、支払価格も最低給与の支給という限界に留まっていた。つまり産塩生産者は、専売制の下においては北宋・南宋を通じて、経済的不利を甘受しなければならなかった。淮南路の専売制は直接専売によっており、従って禁榷に際しては、強力な統制を必要とした。

国初以来、対契丹・西夏との国際関係の緊迫による辺防費の補填は、国家財政にとって緊要なもので、これを茶塩等の専売の利によって解決しよ

うとしたことは、既に何度も述べたところである。淮南路における商人の折中による末塩の請領は、太平興国2（977）年の路域における専売制の確立と前後している。即ち、糧草や塩の転運に集中的資本の投入を行い得るものは米商・塩商であり、これら商人が現錢や糧草を入中することによって権貨務より塩交引を取得したことは、塩交引の信用を高めることになる。勢い軍需物資需要に対する商利の追求は塩に集中し、国家は何らかの意味で規制する必要があった。

専売制の理想的運営は、塩鈔（塩交引・塩引）の適切な回収・やみ塩の停止・亭戸本錢の確保、の三者が円滑に推進されることを前提とする。しかし実際にあってはそうではなく、実施にあたっては塩利所得の増を期待する。淮南路の課塩の錢額を見てみると、租額に対して元豊年間には1万貫文の増収、宋会要輯本、食貨22、塩法5にあげられた数字は、元豊に比較して19万貫文上回っている。しかし、東南塩が宋代一貫して増産されていた事実を照してみると、塩鈔の発行によって塩利が大幅に商人に蚕食されたことが予想される。政府当局の塩利は減収し、生産戸は困窮し、消費塩は所によって極めて粗悪であり、かつ高値であって、しかもやみ塩は横行するという現実には、禁権がきわめて国家財政に資するところがあったとは言え、塩法の抜本的改革を要望させることとなった。

三. 塩交引（塩引）の経済的意義

1. 塩交引（塩引）の意義

宋史、卷183、食貨志、下5、茶上の条に、

雍熙後、用兵切於饋餉、多令商人入芻糧塞下、酌地之遠近而為其直、取市価而厚増之、授以要券、謂之交引、至京師給以緡錢、又移文江淮荆湖、給以茶及顆末塩、

とあって、雍熙3（986）年5月の用兵の後、商人に芻糧を塞下に納めさせ、距離の遠近を計って価格を定めて交引を授け、その代価の一部として江淮荆湖において茶と末塩とを支給したとある。糧草など軍需物資の入中

に対して支給される取引は、政府発行の貨幣証券であり、支払い手段としての有価証券である。ここにみる専売品入手の方法には、京師榷貨務に見銭・金銀・糧草を入中して取引を得、山地で塩・茶などの専売品を入手する。沿辺多事により糧草を入中して得た取引の現金化を京師でなさないで、茶引・塩引などで茶・塩の給付をうける。以上の二つの方法があった⁽¹⁾。前者は政府発行の取引による単純な直接的支払いの手段であり、後者は支払い手段の継続と拡大化とを招来するより高度化したものである。

入中糧草の支払い手段として、周知のように茶引・香薬引・見銭取引による三色取引、それに塩引を加えた四色取引がある。今、三色取引についての史料を一つあげてみると、宋会要輯本、食貨39、市糴糧草、天聖三年十一月十六日の条に、

翰林侍講学士刑部侍郎孫奭等言、詳定到河北沿辺州軍寨、便糴買糧草、支与香茶見銭三色取引、委得久遠利便、

とある。河北沿辺の便糴に、香薬引・茶引・見銭取引を支与していることがわかる。四色取引については、沈括の夢溪筆談、卷11、官政一の条に、

世伝算茶有三説法最便、三説者皆謂見銭為一説、犀象香薬為一説、〔茶〕為一説、深不然也、此乃三分法其〔耳〕、謂縁辺入納糧草、其価折為三分、一分支見銭、一分折犀象雜貨、一分折茶爾、後又有折塩、為四分法、

とあって、三説法（三色取引）は実は三分法であり、後に塩を加えて四分法（四色取引）になったことを述べている。

以上によって糧草の入中に際して、専売品である塩が、塩取引というかたちで利用されたことを知り得る。

2. 塩取引と商業資本

(1) 山堂群書考索、後集57、茶塩類の条で、

入中芻粟於沿辺、以券至京師江淮給塩茶、謂之取引、又真宗時林特請、依旧於京師入納見銭金帛、取引於解州取塩、亦謂之取引、

宋会要輯本、食貨36、榷易、景德二年十二月の条、

監榷貨務供備庫副使安守忠等言、解塩元許客人従本務入中金銀絲帛、博買取引、就兩池請塩、於南路唐鄆等十二州軍通商地分貨売、自因河北闕錢銀糧草、許客人只就入中、賞文抄、赴京翻換省帖、下本務支給解塩、

宋は、国初よりすでに茶塩の利を国家財政に意欲的に利用しようとしている。茶塩などの専売の利の大幅な活用は、商人の活発な商行為に待たなければならない。そのためには政府発行の塩交引・茶交引の利用を不可欠とするもので、宋は国初よりこれら交引の発行をみている。文献通考、巻15、征榷二、塩鉄礬の条に、

止齋陳氏曰、……、雍熙二年三月、令河東北商人如要折博茶塩、令所在納銀、赴京請領交引、蓋辺郡入納算請、始見於此、端拱二年十月、置折中倉、令商人入中斛斗、給茶塩鈔、蓋在京入中斛斗算請、始見於此、

とあり、また宋史、食貨志、上三、和糴の条に、

河北又募商人、輸芻粟於辺、以要券取塩及糶錢・香葉・宝貨於京師或東南州軍、陝西則受塩於兩池、謂之入中、

とあることから明らかである。塩交引の利用をより効率化するためには、一つには、塩交引によって取得した塩の商販地域が広いこと、二つには、糧草入中によって得た交引を現銭化するよりも、商活動を行う方がより利得となること、が必要条件となってくる。

まず商販地分としては、宋史、食貨志、下三、塩上の条に、

其通商之地、京西則蔡・襄・鄧・隨・金・房・均・郢州、光化・信陽軍、陝西則京兆・鳳翔府、同・華・耀・乾・商・涇・原・邠・寧・儀・渭・鄜・坊・丹・延・環・慶・秦・隴・鳳・階・成州、保安・鎮戎軍、及澶州諸県之在河北者、

とあり、また同書、同条に、

凡通商州軍、在京西者為南塩、在陝西者為西塩、若禁塩地則為東塩、各有徑界以防侵越、

とあることから、南塩・西塩の行塩地域は西南寄りの37府州軍、また禁榷（官売）地分についても、同書、同条に、

三京、京東之濟・兗・曹・濮・單・鄆州、広濟軍、京西之滑・鄭・陳・潁・汝・許・孟州、陝西之河中府、陝・虢州、慶成軍、河東之晉・絳・慈・隰州、淮南之宿・亳州、河北之懷州及澶州諸県之在河南者、凡禁榷之地、

とあって、東塩の行使地域は、東寄りの3京28府州軍である。

通商地分の設定が広範囲に渡っているということは、それだけに商人の

商利追求がはげしくなり、国家の商人への対応策が問題となってくる。

解塩は上にも述べているように、東・西・南の三行塩地に区分され、東塩は専ら京師充実、西塩は陝西沿辺充実、南塩は京師充実を原則としながら、情勢により陝西沿辺充実に資するという方針が立てられていた⁽²⁾。解塩行塩地域で、西塩地区のみが通商となった理由は次のようである。隣接する西夏の領内より良質な塩が産出され、辺境の蕃人によって販賣されていたが、値段が安価のため西塩地区に流入し、解塩の利を犯す恐れがあった。外塩の流入は、宋の塩利減損のみならず、銅銭の国外流出をも招くので、不能率で評判の悪い禁榷(官売)をやめて通商としたのである。商人が塩交引によって解塩を受領する方法として、次の三つがある。① 銭銀絹帛を京師榷貨務に入中して塩交引を得、解州に赴いて塩を受け取り、指定された通商地分で貨売する。② 糧草を沿辺地に入中して交引を得、京師榷貨務に赴いて塩交引に代え、解州で塩を受け取る。③ 通商地分の州軍に現銭・糧草などを入中して得た塩交引で、解州で塩を受け取る。以上の三つの方法であるが、いずれの方法においても商人の資本活動が不可欠であり、そこには商人の商利追求意欲が国益に優先することが考えられる。従って両者のバランスをとることが、国家政策の基本的課題となってくるわけである。

(2) 宋史、食貨志、下三、塩上、

(天聖八年)十月詔、罷三京二十八州軍榷法、聽商人入錢若金銀京師榷貨務、受塩兩池、宋会要輯本、食貨36、榷易、景德二年十二月の条、

監榷貨務供備庫副使安守忠等言、解塩、元許客人従本務入金銀絲帛、博買交引、就兩池請塩、於南路唐・鄧等十二州軍通商地分貨売、

宋史、食貨志、下三、塩上の条、

天聖初、計置司議茶塩利害、因言、兩池旧募商人、售南塩者、入錢京師榷貨務、乾興元年歲入纔二十三萬緡、視天禧三年數損十四萬、請一切罷之、專令入中並辺芻粟、及為之增約束、申防禁、以絶私販之弊、久之、復詔入錢京師、從商人所便、

宋会要輯本、食貨36、榷易、景德二年十二月の条、

自咸平三年六月禁斷青塩、通放解塩於鄜・延等二十一州軍、許客旅入中粮草與販、及許於南路唐・鄧等州貨売、

京師の充実に充てられるのは東塩と南塩とであるが、京師榷貨務における現銭収入については、先にあげた史料ではあるが、宋史、食貨志、下三、塩上の条に、

天聖初、計置司議茶塩利害、因言、兩池旧募商人、售南塩者、入錢京師榷貨務、乾興元年歲入纔二十三萬緡、視天禧三年數損十四萬、請一切罷之、

とあって、商人が南塩を購入するために京師榷貨務に納入した現銭は、乾興元（1022）年ではわずか23万貫で、3年前の天禧3（1019）年に比較して14万貫の減収としている。また、長編、卷89、天禧元年夏四月申戌の条には、

三司言、自京榷貨務入便錢、請以大中詳符七年二百六十一萬余貫為額、每歲比較不及數、當職官吏、準條科罰、從之、

とあって、京師榷貨務に入る専売収入の定額を大中詳符7（1014）年の261万余貫に決めたいけれども、実際にはその数字に達していないことを知る。一方、特に塩と商人活動に最も関係のある辺防費の充実にいう点から見ると、宋会要輯本、食貨36、榷易、景得二年十二月の条に、

自咸平三年六月禁斷青塩、通放解塩於鄜・延等二十一州軍、許容旅入中糧草興販・及許於南路唐・鄧等州貨売、其逐州軍所入糧草、又虛抬時估重疊加饒、又却支解塩極多、以此隔絕客旅、在京全無入納金銀錢帛、虧損榷課、至六年十二月、勅依戸部副使林特擘画商賈等算射解塩於唐・鄧十二州軍貨、並令入納見錢應副陝西諸州支用、至景德元年十月、再准勅三司衆官定奪、其唐・鄧等十一州軍南塩、依西監〔塩〕等第例、許客於逐州軍、入納見錢鈔銀實兩糧草、直廩交引、赴解州榷塩院請領、更不入京翻換、

とある。ここにおいては、京師榷貨務における現銭収入の減少と、沿辺地における糧草入中の減額が見られる。富商による商利追求については、宋会要輯本、食貨36、榷易、大中詳符七年二月の条に、

三司言、陝西入中糧斛交抄併多、富民折其價值、既賤市之、又復稽留、有害商旅・致入中艱阻、須有釐改、用革其弊、元定百千交抄、官給九十千、今請依市人所買例、每百千、有加拾者、官給十二千、無者官給十一千、取市之、帝慮奪民之利、止令權宜行之、不得著為定式、

とある。即ち、陝西路域の入中糧草の交引が、富商の手にししかも安値で買

い占められ、一般中小商人に被害を与え、その結果糧草の入中を阻むと云っている。その対策として、政府による回収が行われたが、額面100貫文のものが11貫文ないし12貫文で買い戻され、如何に取引の価値が暴落していたかがわかる。

以上を要約すると、塩取引を媒介とする解塩による辺防費補填の国策は、商人の商活動を不可欠とするので、国益よりも商利が優先する結果となった。それ故に、国庫に入るべき専売収入の漸減、特に京師の現銭の欠乏を招来した。従って政府当局は、発行糧草取引の買い上げ、取引価格の適正化⁽³⁾、三説法の採用、糧草入中にかえて時として現銭・金銀・絹帛の入中、塩商の商販地分の規制、取引の現銭化の渋滞の改善等⁽⁴⁾につとめ、その弊害の抑制をはかった。

つぎに、禁権（官売）地分である東塩について簡単に見てみよう。禁権は商品流通を統制するものであり、そこには統制経済のもつ幾多の問題を当初から内蔵していた。宋史、食貨志、下三、塩上の条に、

三京二十八州軍、官自糶塩、百姓困於運輸

とあり、民衆が塩の輸送の労役を課されるので大変困ったことを知る。これは官売法（専売制）のもつ本来的な欠陥で、民衆に対する役の負担の弊害を当初から持っていた。その他には、悪質な塩となっており、食塩としての実を失っていたこと、塩の課利収入減となり、商人の入中を妨げる実態であったこと、禁権による塩官・兵卒・畦夫の備賃のための出費が多

(3) 宋会要輯本、食貨36、榷易、乾興元年十二月の条、

三司言、……、欲乞下陝府西轉運司、曉示客旅、如願要請解州塩貨、即據入中到斛斗、依在市見糶売の実価例、依見錢体例、紐算給与交引、請領解塩、只許依自来条貫通商地分貨売、若或客旅願要上京請領見錢、即依元降勅命、每當實錢百貫文、到京支破見錢五貫文省收買、如不願請見錢、即支与七貫文茶交引、

(4) 宋会要輯本、食貨36、榷易、大中祥符八年十一月の条、

三司言、今与三部案官定奪入中勘同案底檢会、河北・河東便納客旅錢物支還、已有元限十日行遣、其陝西入中糧草錢物、請定限五日支還、

であったことをあげている。⁽⁵⁾このような禁権のもつ弊害が顕著になるに至って、天聖八（1030）年十月の禁権解除の詔となっている。しかし、康定元（1040）年では、京師・南京・京東路の州軍、淮南路の宿・毫の二州は再び禁権となっており、禁権に復した京師もその後榷法が弛み、まだ禁権の実施と、確定した塩法に固着した状態ではなかった。このような塩法の不安定さは、通商地分、禁権地分を問わず抜本的改革を要望しており、范祥の鈔法はこの要望にこたえたものと言える。

3. 范祥の鈔法

まず范祥の塩政改革の大綱を掲げてみよう。

旧禁塩地はすべて通商とし、解塩が蜀に入ることも許される。従来並辺九州軍に芻粟を入中したのを罷めて実銭を入れしめ、その代償として塩を支給する。その際、銭を入れる州軍の距離と、指定するところの東・西・南塩を比べて、その値を優遇する。東・南塩は、銭を永興・鳳翔・河中にも入れることを許して支給する。入銭定額は、すべて塩375,000大席とする。入銭者には交引を与え、塩池に持参し、検査の上塩を支給する。禁権をやめたので、兵民の塩運搬の役は廃止する。延・環・慶・渭・原・保安・鎮戎・徳順の八州軍の地は烏白池が近く、青白塩が侵入して宋の利を侵し法を乱している。そこで人を募って解塩を入中させ、優遇して交引を与えて解塩を受領させる。入中塩は官が自ら出売して商販を禁止し、青白塩

(5) 長編，卷109，天聖八年冬十月壬辰の条，

有上書言，梟官榷塩，得利微而為害博，兩池積塩為阜，其上生木合抱，數莫可較，請通商平估以售，少寬百姓之力，乃詔盛度・王隨，議更其制度，隨与權三司使用胡則，画通商五利上之曰，方禁商時官伐木造船，以給輦運，而兵力罷勞，不堪其命，今無復其弊，一利也，始以陸運既差貼頭又役車戶，貧人懼役連歲逋逃，今悉罷之，二利也，又船運可流，有沈溺之患，綱吏侵盜，雜以泥砂硝石，其味苦惡，疾生重腿，今皆得食真塩，三利也，國之錢幣，謂之貨泉，蓋欲使之通流，而富室大家，多藏鏹不出，故民用益蹙，今得商人六十餘萬，頗助經費，四利也，歲減塩官兵卒哇夫傭作之給，五利也，

(6) 長編，卷109，天聖八年冬十月丙申の条，

詔曰，池塩之利，民食所資，申命近臣，詳立寬制，特弛煩禁，以惠黎元，其罷三京二十八州軍榷法，聽商買入錢若金銀京師榷貨務，受塩兩池，

の禁を厳しくする。沿辺に鉄炭瓦木等を入中していたものは禁止し、これまでに受領した虚估の取引や、またそれにより塩を受領してまだ出売していない者には、その価値を計って虧官錢を納入させる。三京・河中・河陽・陝・虢・解・晋・絳・濮・慶成・広済の地域では、官が塩を販売する。商人が来るのを待って官売法をやめ、通商法に移行する。入るところの緡錢で、沿辺九州軍の芻粟を購入する。錢幣はことごとく榷貨務に留め、政府の財庫を充実しておく⁽⁷⁾。

以上が范祥の鈔法の概要であるが、政府は商人に沿辺地で現錢を納めさせ、その現錢によって適価で糧草を購入する。商人には塩取引を支給して、塩を塩場で受領させる。つまり糧草の納入と塩取引支給というリンク制を切り離して、糧草入中を行ったところに特色があった。また京師榷貨以外の主要機関を見ていくと、従来からの提挙制置解塩司・折博務・制置青白塩司に加えて、新たに都塩院が設置された。沈括の夢溪筆談、卷11、官政に、

又於京師置都塩院，陝西轉運司自遺主之，京師食塩，斤不足三十五錢，則斂而不發，以長塩價，過四十則大發庫塩，以庄商利，使塩價有常，

とあって、京師に都塩院が設置され、陝西轉運司によって運営されていたこと、また塩価調節に機能を発揮していたことを知る。設置時期については定かではないが、皇祐2（1050）年にはまだ京師に塩価調節の機関が存在していない事実、その嘉祐3（1058）年に都塩院の機能拡大が行われたことを考えると、皇祐2年に近い時期の設置を予想させる。都塩院の設置の目的は、後にも述べるが当初は塩価甚貴の被害から消費者を守り、また

(7) 長編，卷165，慶曆八年十月丁亥の条，

屯田員外郎范祥提點陝西路刑獄兼制置解塩，……，其法旧禁塩地一切通商，塩入蜀者亦不問罷，並辺九州軍入中芻粟，第令入實錢以塩價之，視入錢州県遠近及所指東南塩（按宋史食貨志作東西南塩），第優其估，東南塩又聽入錢永興・鳳翔・河中，歲課入錢總為塩三十七万五千大席，授以要券，即池驗券，按數而出，盡弛兵民輦運之役，又以延・環・慶・渭・原・保安・鎮戍・德順地，近烏白池，姦人私以青白塩，入塞侵利乱法，乃募人入中池塩，予券優其直，還以池塩價之，以所入塩官自出糶，禁人私售，峻青白塩之禁，並辺旧令入中鉄炭瓦木之類，皆重為法以絶之，其先以虚估受券及受塩未糶者，悉計直使輸虧官錢，又令三京及河中・河陽・陝・虢・解・晋・絳（絳）・濮・慶成・広済，官仍糶塩，須商賈流通乃止，以所入緡錢，市並辺九州軍芻粟，悉留榷貨務錢幣，以實中都，

逆に塩価甚賤の被害から商人を救うためのものであったのが、塩鈔の価格をも安定させる機能を発揮したのである。そして范祥の鈔法改革後は、辺防財政維持の立場に立った塩鈔価格の維持機関に転化されたと考えられる。

范祥の鈔法の実績については、長編、卷187、嘉祐三年秋七月壬辰の条に、

復以度支員外郎范祥制置解塩、從三司使張方平及御史中丞包拯之言也、祥自慶曆八年十月制置解塩、皇祐五年四月坐他罪責去、祥始言、歲入緡錢可得二百三十萬、後不能辦、皇祐三年入緡錢二百二十一萬、四年二百十五萬、以四年數視慶曆六年、增六十八萬、視七年、增二十萬、又旧歲出榷貨務緡錢、慶曆二年六百四十七萬、六年四百八十萬、至是榷貨務錢不復出、其後歲入雖贏縮不常、至五年猶及百七十八萬、至和元年百六十九年、其後遂以元年入錢、為歲課定率、量入計出、可助邊費十之八、

とある。即ち、范祥は最初塩鈔発行に伴う現錢収入を230万貫と見積っていたが、実際には皇祐元（1049）年221万貫、4（1052）年には215万貫を収めている。皇祐4年の歳入は、慶曆6（1046）年に比較すると68万貫の増、7年に比較すれば20万貫の増となっている。また歳出をみると、榷貨務の緡錢を慶曆2（1042）年には647万貫を、6年には480万貫を支出していたが、鈔法実施後の皇祐4年には、全く榷貨務の緡錢を支出しなかった。その後、歳入の増減は不定であったが、皇祐5年に至ってもなお178万貫、至和元（1054）年には169万貫の歳入があった。嘉祐3（1058）年には、至和元年の169万貫を定率として、これをもって辺防費の $\frac{8}{10}$ を賄うことができた。ここに解塩鈔は、陝西の辺防財政に決定的な比重を占めることとなったのである。しかし范祥は、上記の史料に「皇祐五年四月、坐他罪責去」とあるように、皇祐5年の4月に他罪に連坐して罷免されている。その結果、鈔法はゆるめられて歳入の大幅減となり、対策として商人に糧草を入中させ、その代価に交引を支給するようになった。その結果、たちまちにして虚估の弊害を招来し、鈔の安値となり、年間の損失はほぼ100万貫に及んだ⁽⁸⁾。そこで三司使張方平・御史中丞包拯の申請によって、范祥

(8) 長編、卷187、嘉祐三年秋七月壬辰の条、

復以度支員外郎范祥制置解塩、從三司使張方平及御史中丞包拯之言也、祥自慶曆八年十月制置解塩、皇祐五年四月坐他罪責去、……、久之並辺、復聽入芻粟以当實錢、而虚估之弊滋長、券直亦從而賤、歲損官課無慮百萬、

は嘉祐3(1058)年に再任された。そこで范祥は、商人の恣意的利得追求の弊害の是正にあたっている。即ち、同上の史料の続きに、

故方平及拯，請復用祥，祥既受命，請重禁入筭粟者，其券在嘉祐已前，每券別使輸錢一千，然後予塩，又言，商人持券若塩鬻京師，皆虧失本錢，請置官京師蓄錢二十万緡，以待商人至者，券若估賤則官為售之，券紙六千，塩席十千，毋輒增損所以平其市估，使不得為輕重，詔以都塩院監官兼領，自是稍復祥旧云，

とある。范祥はまず糧草の入中を禁じ、嘉祐以前の鈔は、鈔一枚について1,000文の現錢を納入させ、その後に塩一席を支給することとした。京師に塩価調節準備金として200万貫を用意し、商人が持参した塩鈔又は塩の価格が下落した場合には政府が買い取る。一塩鈔の価格は6貫、塩は一席10貫ならば増損することなく、市価の平準をはかっている。豪商が勝手に市価を操作して上下し、暴利を独占することを禁止したい、と申し出た。このために政府は都塩院を置き、その監官に事務を取らせた。これより取引価・塩価ともに范祥の旧法に復したという。すでに述べたように、范祥の鈔法の成果は、糧草を主体とする辺防費による赤字の克服と、鈔価の安定を招来し、健全な塩政の実績をあげた。嘉祐5(1060)年に范祥は卒し、転運副使の薛向がこれを継いだ。その基本方針は范祥の塩法を継承したものであった。このようにして范祥の塩法はこの後も長く実施され、塩法の範とされたのである。しかし、商人の恣意的利得の追求を抑制するわけで、鈔法の実施にあたっては、豪商やこれと結託する官吏の反発があった。侍御史何郟の反対論は、長編、巻167、皇祐元年冬十月壬戌の条に、

於是侍御史知雜事何郟言，風聞改法以来，商旅為官塩長價，獲利既薄，少有算，請陝西一路，即自已虧損課利百余万貫，其余諸路比旧来，亦皆頓減売塩見錢，甚妨支用，兼陝西民間官塩價高，多以売私塩，事敗，刑禁頗繁，官私俱不為利，經久何以施行，緣事有百利，始可議變，變不如前，即宜仍旧，況陝西調用，多仰兩池歲課，今如此虧損，向去必甚匱乏未免，于朝廷乞金帛，今改改更日月未久，為害猶淺，速宜講求，以救其弊，欲望朝廷指揮，選摺朝幹臣僚一員，往陝西，令与本路轉運使並范祥，面議利害，如新法必不可行，即乞一切俱令復旧，免致匱乏調用，寢久為害，

とあって、鈔法の実施によって売塩現銭が急減し、財政支出に事欠くに至ったこと、また塩価が高くなったこと等をあげて范祥の塩法の再検討を提案している。これに対して鈔法推進派の一人である包拯は、鈔法支持を積極的に打ち出し、課利収入減は一時的な現象にすぎない。権貨務の現銭支払いを抑制し、労役負担を軽減して国益になると言っている⁽⁹⁾。更に、西夏の侵寇以来辺防費の陝西・河東・河北三路に対する京師権貨務の支出は、毎年多額にのぼっていた。今は辺防は無事であり、国家の大計を確立すべき時であって、陝西路では解塩の利をいかにするため范祥の鈔法によるべしとし、鈔法を活用することによって一・二年の後には、毎年権貨務よりの現銭・銀・絹の支出5,700万貫を削減することとなる。包拯は、陝西路では鈔法によることが最上の得策としている⁽¹⁰⁾。

広大な解塩行塩地は、極辺の8州軍を除くほかは悉く通商地とされ、従って塩鈔の発行額は一挙に巨大となった。しかし、その悉くが沿辺州軍において見銭の納入と引き換えに発行され、それは直ちに産塩地の解州で現塩を受け取れた。また塩鈔の収入銭は陝西の糧草の買い入れ費用に充てられ、その約8割を占めていたので、ここに解塩鈔は陝西の辺防財政に決定的な比重を占めることとなった。

(9) 包孝肅公奏議，卷8，言陝西塩法第一章，

因乞依范祥學画，用通商旧法，令客人於沿辺入納見銭，收糶軍糧，免處抬貴價入中斛斗，於権貨務大支官銭，兼寬得諸船差役勞擾，此乃於国有利，於民無害，理甚灼然，但以窶法之初，豪商猾吏，悉所不染，而議者沿其歲入課利，稍虧於前，而橫有沮議，乞復旧法，若旧法誠善，復之無疑，但恐為害浸深耳，且法有先利而後害者，有先害而後利者，若復旧日禁權之法，雖暴得数万緡，而民力日困，久而不勝其弊，未免隨而更張，是先有小利，而終為大害也，若許其通商，雖一二年間課額少虧，漸而行之，必復其旧，又免民力日困，則久而不勝其利，是先有小損，而終成大利也。

(10) 包孝肅公奏議，卷8，言陝西塩法第二章，

臣今与本路轉運及制置解塩司，同議且乞依新法施行，兼為客人疑惑，未肯入中，已牒逐司告示訖，其有未便事件，雖有減損，即不虧官，委是公私利便，臣窃見天下歲入錢帛，万数不少，而近年財用窘乏何也，蓋自西事以來，三路並仰給三司，逐歲入糧草，支権貨務見銭銀絹香茶納数千万貫，是所入有限，而所出無限，安得不窘乏乎，方今辺防無事，亦当以国家大計為先，若不銳意而速因之，臣恐日削陵，為害不淺，万一小有警急，何以取濟，臣因謂致朝廷窘乏如是者，三路使之然也，但今三路各自足用，則帑廩何患不實哉，只陝西自有解塩之利，若尽以付与，令計置糧草，一二年後，可全減権貨務每歲見銭銀絹等五千七百万貫，

要するに、塩鈔は、解塩に対象を置いた有価証券である。有価証券である以上は、発行が政府であろうと民間であろうと、証券的機能を発揮するためには、当期的利益を全く否定することは不可能に近い。ただこれを適切に調整し、国益を確保しようとするところに范祥の鈔法の特徴があったと言える。

その後范祥の鈔法は継続されたが、元符元（1098）年の水害による解塩池の壊滅、また哲宗の対外積極政策などの理由で、東南末塩鈔の改革へと進んだのである。

四. お わ り に

まず沿辺地—陝西地方における軍需物資調達—糧草入中に最も実績を残した范祥の鈔法について、まとめてみよう。日野開三郎博士によると、

- ① 解塩鈔の発行所を、在来の京師榷貨務より陝西沿辺の九折博務に移したこと、
- ② 解塩鈔は、すべて見銭払い込み者に対してのみ規定の価格で売り出し、糧草と引き換えの発行を禁止したこと、これまでの虚估による糧草買入れの必要がなくなったこと、
- ③ 解塩鈔発行の総額は、解塩の生産と消費の実績に基づいて枠を定めていたこと、これによって額外の塩鈔発行を固く禁じたこと、
- ④ 沿辺の糧草の代価は、すべて解塩鈔売り出しの収入現銭をもって賄い、現銭以外の支払いを禁じたこと、
- ⑤ これまで陝西で発行してきた便糶糧草交引及び見銭交引を禁止したこと、

要約すると以上の5点にまとめられている。

宋代一代を通じて、国家財政全体の5・6割ないしは8割という大きな割合を占めていた軍事費（特に糧草）を、商人を利用して専売品で調達しようとする政策が、終始一貫して採用された。しかし、政府と商人との相互依存関係は、時として対立・相剋をみ、政府は富商による商利追求意欲

を抑制する必要が生じている。范祥の鈔法にみる塩引の活用と、茶引の活用とを比較した場合、明らかに入中糧草の虚估に対する姿勢に大きな違いを見せている。茶の場合、富商達の強い働きかけで三説法を採用したり、あるいは見銭法に復帰したり、かなりのゆれを感ずる。しかし塩の場合、入中糧草の適価買い入れ、また塩引の価格安定等、政府のそれ相応の対策が講ぜられ、ここに長く続いた理由も理解できる。

茶・塩などの専売品の研究が、有価証券の研究へと発展し、ひいては宋代社会全体の国家権力の問題・財政問題・通貨問題・商業問題・時代区分の問題等へ関連を持ち、重要な課題であるということが容易に理解できた。今後、糧草入中問題を考えるにあたり、時間的に、あるいは空間的（地域的）に同一であるということを前提に研究をすることが必要であろう。と同時に、国家の政策としてだけに留まらず、より詳細な地域分析を心掛けていかなければなるまい。

参 考 文 献

- 「北宋期における河北路の塩政についての考察」
（「宋代社会経済史研究」河原由郎著、勁草書房）
- 「北宋期、有価証券としての塩交引・塩鈔の研究」
（同 上）
- 「北宋期、淮南路における禁権下の塩法について」
（同 上）
- 「宋初における塩交引の経済的意義」
（同 上）
- 「北宋前期、交引の財政的意義」
（同 上）
- 「北宋期における有価証券「交引」の研究」
（同 上）
- 「塩鈔法の研究」
（「東洋史学論集」第六卷、日野開三郎著）
- 「中国塩政史の研究」
佐伯 富著、法律文化社

- 「北宋慶暦年間の官売法下末塩鈔乱発の影響について」
幸 徹，歴史学・地理学年報一
- 「北宋慶暦年間の官売法下末塩鈔制度の混乱について」
幸 徹，史淵113
- 「宋代の東南官売塩法」(三)
幸 徹，歴史学・地理学年報八
- 「北宋時代の末塩鈔京師現錢發行法の行方について」
幸 徹，歴史学・地理学年報二
- 「宋代における金銀の貨幣的用途」
(「唐宋時代における金銀の研究」加藤 繁著，東洋文庫)
- 「商人資本の諸性質」
(「宋代商業史研究」斯波義信著，風間書房)
- 「北宋史概説」
(「アジア史研究」第一，宮崎市定著，同朋社)
- 「西夏の興起と青白塩問題」
(同上)
- 「五代宋初の通貨問題梗概」
(「アジア史研究」第二，宮崎市定著，同朋社)
- 「宋初の三説法に就きて」
板橋真一
- 「宋代で用いられた手形の名称とその形式」
草野 靖 (「中島敏先生古稀記念論集」上巻，汲古書院)
- 「仁宗朝前後の通貨問題」
(「五代宋初の通貨問題」宮崎市定著，星野書店)
- 「北宋期・土地所有の問題と商業資本」
河原由郎著，西日本学術出版社
- 「宋代における漕運の発達」
(「唐宋時代の交通と地誌地図の研究」青山定雄著，吉川弘文館)
- 「宋代財政史」
曾我部静雄著，大安